

## 令和元年台風 15 号及び台風 19 号 被災地域に対する支援事業について

令和元年台風 15 号及び台風 19 号は本県観光地に多大なる被害をもたらしたところであり、本協議会においても、観光地の一日も早い復興に向けて、協議会会員等に対する支援が求められるところである。

については、被災地域の復興に向けた取組に対して、下記事業の実施により支援を行う。

### 記

#### 1 令和元年台風被災観光地誘客支援事業

対象団体	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村等（市町村又は市町村観光協会）</li><li>市町村等を構成員に含む団体（実行委員会等）</li></ul> ※ 1 団体あたりの申請は 1 回を限度とする。
対象事業	令和元年台風 15 号及び台風 19 号の被害を受けた地域への観光誘客・復興支援に資する観光宣伝事業 ※ 施設整備を除く (例) <ul style="list-style-type: none"><li>復興又は復興支援イベントの開催</li><li>復興に向けた既存イベントの拡充</li><li>被災・復旧を受けてのパンフレット・ノベルティの作成・増刷</li></ul>
支援内容	事業に対する協賛による支援 負担割合：事業費の 10/10 以内 限度額：1,500 千円と市町村数×300 千円のいずれか低い額
予算額	3,000 千円 / 地域支援事業費－国体関連誘客支援事業から流用

#### 2 令和元年台風被災観光地復興応援ツアー造成支援事業

対象団体	被災地域の復興応援を目的とした旅行ツアーを催行する団体
対象事業	災害救助法の適用を受けた地域への観光を目的とした旅行ツアー造成事業
支援内容	ツアー参加者 1 人当たり 1 千円を助成 限度額：80 千円
予算額	720 千円 / 旅行会社等への働きかけ事業費－旅行商品造成助成から流用